

消費者ネットワーク

1998年5月25日

第12号

全国消費者団体連絡会

Tel 03-3478-3245

FAX 03-3497-0705

予断を許さない国会情勢

「情報公開法」成立が危ぶまれています

市民主体の新しい社会づくりのために欠かせない「情報公開法」が、やっと国会にあげられましたが、今国会での成立がむずかしい情勢になってきました。市民側から国会への働きかけをしようと、4月24日の議員会館で大きく盛り上がりを見せた集会の様子と、4月28日衆院本会議の審議状況をお知らせ致します。

市民集会「利用しやすい情報公開法を」に参加して

(日本生協連関西地連・西島 秀向)

国会審議直前の4月24日に情報公開法関係3団体の呼びかけで開催されました。会場の衆院会議室は、全国から駆けつけた約100名の参加者でいっぱいになりました。

司会は、情報公開法を求める市民運動事務局長の奥津さん。主婦連の会長で情報公開法の制定を求める市民ネットワーク代表の清水さんは、「法案提出まではきたけれど、不十分な法案だ。一旦成立してから改正するというのもかなり大変なので、消費者・市民の利用しやすい法となるよう、今、力を集中しましょう。」と開会の挨拶。

次に、情報公開法を求める市民運動運営委員の三宅弁護士が基調報告。2点だけ紹介します。**手数料**は、複写代だけでなく、請求・閲覧・公開時にそれぞれ手数料を取られる可能性がある。公開請求が認められなかった場合の裁判が、東京地裁でしかできないという**裁判管轄**の問題は、請求者の住所地でできるようにすべきだ。法案に様々な問題はあるが早期成立させ、運用していく中で改正を求めることもできるが、この点が改善されなければ成立させること自体が論議を呼ぶ重要な点だと報告されました。

7人の議員が参加し発言：社民党：辻元衆院議員・大脇参院議員、民主党：北村・佐々木衆院議員、新党さきがけ：堂本参院議員、新党平和：倉田衆院議員、共産党：瀬古衆院議員。主な内容は、次のようなことでした。

情報公開法案は、3案：政府案「行政機関の保有する情報公開法案」、野党3党（民主党、平和・改革、自由党）が共同提出した議員立法の「行政情報公開法案」3月27日、共産党案(97年10月)が提出されている。

審議予定：4月28日、衆院本会議で趣旨説明・代表質問。後に、内閣委員会に付託。景気対策をはじめ、多くの法案があり、担当大臣が出席できないので、実質審議は5月下旬頃になるだろう。参院選に向けて様々な動きがあり、成立するかどうかは、予断を許さない。

心に残ったのは、共産党と野党3党案はエールを送りあっているとのこと。与党の社民党・さきがけの議員からは「政府案の問題点を指摘し、自民党議員に要請してほしい、公聴会を開き市民の声を反映させたい。」との発言があり、自民党以外全党一致していることがわかりました。また「NPO法で市民の力を感じた、情報公開法とともに、社会の設計図をつくっていくものだ。」との発言にも**国民の声を聞かない国会**というイメージを変えさせるものを感じました。

各地の参加者からの報告は、実際に条例を使った取り組みの中で浮かび上がった問題点なので主張に力がこもります。

こんな盛り上がりの中、70°-ルを採択し終了しました。審議の行方に注目しましょう。

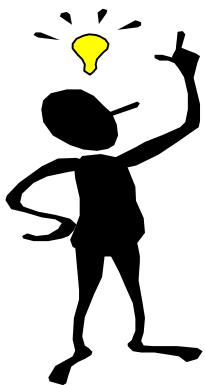
衆議院本会議の傍聴をして （4月28日）

（主婦連合会・清水 鳩子）

4月28日、衆議院本会議で3月27日、政府が提案した「情報公開法案」（政府案）の趣旨説明が行われ、ようやく審議に入りしました。当日は、民主党、自由党、新党平和が共同提出した情報公開法案（野党3会派案）の趣旨説明も行われ、これで共産党案を加えた三つの法案をめぐって、国会での論戦がスタートすることになりました。当日は、消団連から3名、市民運動から2名が傍聴しました。3時間に及ぶ審議の中で、市民ネットでも指摘してきた原則項目が焦点としてあげられ、とくに裁判管轄や手数料については、市民集会でも指摘されていた具体例を出し、極めて論点が明確な審議状況となりました。

今後は、5月12日から審議が始まった内閣委員会での扱いとなります。早速15日には第17委員会室で10時から17時まで9名の委員が質問を行いました。

気がかりな法案の行方は、今国会成立は極めて微妙な状況です。財政改革法改正案、省庁再編法案、補正予算案など、情報公開法案に優先する懸案事項が目白押しで、情報公開法案の審議は5月下旬になりそうです。早期制定を願う私たちにとっては、法案審議の遅れは何とも気がかりです。



「消費者のための消費者契約法を考える会」 発足のつどい開催



発足のつどい・記念講演会

「消費者のための消費者契約法を考える会」の発会式が5月14日に代々木の生協会館で、消費者団体を始め、学者、弁護士、行政の方、国会議員の方々の参加を得て、100名を超す参加者で盛大に開かれました。基調講演として神奈川大学の清水誠先生が消費者契約法について、「消費者のための契約のあるべき姿を考える」と題して講演されました。この消費者契約法の間接報告の評価は40点位だと、大変厳しい評価をされていました。これを上げるも下げるも消費者団体の今後の運動次第

だと激励されました。その後、東京消費者団体連絡センターの安藤恭二氏から、会の説明と多くの方への参加が呼び掛けられ盛大の内に閉会しました。

「消費者関連法検討委員会」発足

21世紀を目前に、社会の枠組みが大きく変わろうとしています。消費者をめぐる問題も、その例外ではありません。これまで行政は、主に事業者を規制することで消費者保護を推進してきました。消費者問題が国際化、多様化する中では、消費者を保護の対象としてではなく、権利主体として主体的、自立的に行動することが求められています。特に今年は、「消費者契約法」を始め、「破産法」の改正、「成年後見制度」の新設など新しい法律や制度の検討が次々とされています。そこでそのような、消費者に直接関係のある法、制度に関する検討を、幅広くしてゆくことになり5月14日の全体会議で正式発足が決められました。今後会議録などを随時お送りしますので、率直なご意見を奮ってお寄せください。

第1回 消費者関連法検討委員会 「破産法について」 5月25日 6時～8時
消団連としての意見をまとめ、5月末までに法務省に提出します。

今後の検討課題として次のような項目が上がっています。

- * 消費者契約法「Q & A」パンフレットの作成（学習用）
- * 成年後見制度



破 産 法 改 正 に む け て →

バブル経済が崩壊し、企業の大型倒産やリストラが行われ、多くの失業者を生みました。このような不況や失業を背景に、高金利と知りつつも消費者金融に手を出し、借金が雪だるま式に増えて自己破産した人は、97年度は7万件を超え、98年度は10万件を超えるだろうと言われています。自己破産が増加したことで、このままでは「安易で無責任な消費者を増やすだけ」とか「借りた金は返すのが当然」という意見が台頭してきています。しかし、日弁連の調査によれば、自己破産の大半の原因は不況経済による「不況型」「生活苦型」の自己破産であり、その多くが中・高年による自己破産になっています。

現在法制審議会では、「破産法」の改正について検討が行われており、各方面からの意見を5月末までに求めています。消団連でも5月25日に意見をまとめ提出する予定です。意見提出のポイントは、破産法が生活再建のために役立つ法律になること、一定の期間返済する新しい制度の「個人債務者更生手続」が破産の前提として強制されないことなどを盛り込みたいと考えています。

金融ビッグバンに思う →

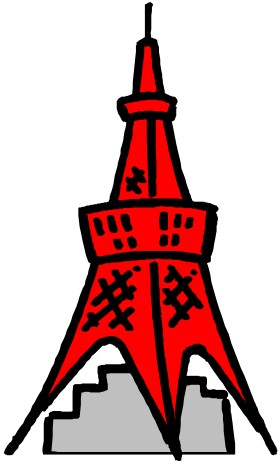
(NACS 柴垣雅子)

5月12日「東洋経済」の原英次郎氏を講師に「金融ビッグバンと消費者」の勉強会があった。このところ、ジャーナリズムは金融ビッグバンで持ちきりである。しかし、言葉は先行しているが、実体がよく見えてこない。そういう意味で、今回の勉強会は短時間ではあったが、ビッグバンとは何かを知るうえでよかったと思う。

日本の経済活性化のキーワードとしての規制緩和、そして規制緩和の目玉としての金融ビッグバンだが、果たして私たちの暮らしはどう変わるのだろうか。さらに、規制緩和と対になっていわれている消費者の自己責任はとりきれのだろうか。たしかに、既得権益を守ろうとする人たちに規制緩和をせまり、自由な市場で競争するのはよいが、その自由な競争が、講師も指摘していたように、強いものはますます強く、弱いものはますます弱くでは困るのである。金融機関の垣根がだんだんなくなり、外国の金融機関も加わって数多くの金融商品のなかから、消費者が自由に選ぶことができるようになる。選択肢が広がるのは、資産を持ちその資産を積極的に運用したい一部の人たちには喜ばしいことと思うが、それほどの資産もなく、金融商品に知識のない人々にとっては朗報ばかりだろうか。消費者への配慮がないまま金融ビッグバンが進行している。

長い間、横並びの金利・サービスに馴らされてきた私たちも、勉強をしていかなければならないが、私たちが自己責任をとるためには、企業の情報開示とともに、消費者が被害をこうむらない取引のルールが必要である。金融サービス法の制定に向けて声を出していこうね、と話ながら帰途についた。





「ポケモンが帰ってきた」

今崎暁己

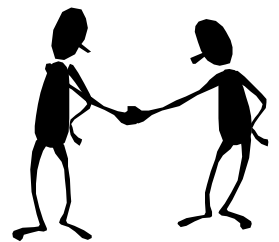
ポケモンが帰ってきた，その問題点ということで，アニメ監督・有原誠治氏の話を中心に，消費者の組織が勉強会を持ったことが大変よかったと思います。昨年の消費者大会が，分科会として，子どもをめぐる学校，生活，社会の病理現象をテーマにシンポジウムを催したことも，子どもの心身を育てず破壊する商品流通，社会環境を消費者運動，生活協同運動がとりあげる緊急必要性を想っていた私にとって，大変嬉しいことでした。

しかし，この日，有原氏が訴えたように，この半世紀，テレビ，ファミコンなど，昔なかった情報危機を，子どもの生活環境の破壊される危険を防ぎながら使う大人社会の対応が，先進国のなかで，最も遅れている現実が問題なのです。子どもの成長は待ったなしです。この瞬間にも，大人社会が情報・放送ビッグバンと呼び，企業競争を続け，「ポケモン」はじめ心身への有害添加物，機能をもった商品を学校，家庭の隅々に送り続ける日本社会の体制が問題なのです。偏差値選別を土台にこの社会制度のなかで，中学生による神戸事件，担任刺殺事件，父親の子ども撲殺事件も起こっている事実を，大人みんなで直視し，語り合い，直す運動が緊急に必要です。

情報化反対の運動ではありません。インターネットが障害者の情報交換，医療の情報・技術交流など，人と人を創造的につなぐ有効性も見えています。問題は，遊びに始まり，人とふれあい，おしゃべり，心身発達が必要条件の子どもたちの生活を奪うことになっている点です。大人が便利さ，情報知識とともに，現実を見ないバーチャル・リアリティ（夢想現実）を芸術性，創造性で説明し，子どもたちの生活に無神経に持ち込む日本型情報ビッグバンを点検し，修正しようということです。イギリス，そして私が訪ねたイタリア北部諸都市では，テレビ，ファミコンの無責任な子ども社会への侵入を防ぎ，読書を楽しみ，音楽演劇の日常化，生活化の楽しみを地域社会で実現する運動が成果をあげていました。取り返しのつかない子どもの成長後進国のならないよう，日本の消費者，生活者を結び，健康で豊かな生活創造を進めてきた多くの女性，母親のみなさんの新たな協同連帯の広がりを心から期待しています。

「気候ネットワーク」への加入を全体会議で確認しました

昨年の COP 3 に対して，日本の NGO として活動した気候フォーラムが，4 月 9 日に解散と同時に，新組織「気候ネットワーク」として新たな活動を開始することになりました。全国消団連も，地球温暖化防止対策の具体的な取り組みが始まる今年，会の目的と活動に賛同して気候ネットワークに団体加入することになりました。すでに加入している日生協，主婦連，京都消団連とともに，活動に参加していきます。





海外情報

フォルクスワーゲンに EU 委員会が罰金

1月28日、EU 委員会は1億余エキュウの罰金をフォルクスワーゲンに対して行った。イタリアの代理店であるアウトジェルマ及びアウディは、イタリア以外の EU メンバー国のディーラーや消費者に対して販売を拒否し、販売を行った業者にはマージンやボーナスを減らすなどの措置をとってきた。特にドイツやオーストリーに対しての販売に規制を設けていた。クレームを受けた EU 委員会では立ち入り調査を行い、証拠書類を押収した。これらについて、イタリアでの販売車の部品が異なる、アフターサービスが困難などを表面上の理由にしていた。罰金と同時にこれらの違法な条件の廃止も命じられた。

(EU 情報誌 I N F O—C 98 年 NO 2)

商品に倫理ラベルを、広げるフランスでの運動

低賃金、強制的残業、不払い労働、労働組合への圧迫、児童労働による生産が世界中で行われており、特に衣類やスポーツ用品の生産において発展途上国に多くみられる。フランスの 47 の国際連帯組織、労組、消費者団体で構成する倫理ラベルを求める運動体のコレクティブでは、ノール・パ・ド・カレー地方政府の協力も得て、大々的な啓蒙運動を開始した。目標としては、商品に倫理基準を示す「社会ラベル」の実現をめざしている。

(同上)

I L Oで人的資源の開発と農業の安全衛生がテーマに

ジュネーブにある国際労働機構 (ILO) では、3月の理事会で、2000年の総会議題に (1) 人的資源の訓練と開発、(2) 農業の安全衛生の二つを取り上げることが決まった (2001年に再提出か)。なお今年の6月総会では、(1) 契約労働に関する条約・勧告、(2) 中小企業の雇用創出を刺激する一般条件勧告の実現のため議論が行われる。

I L Oは174の加盟国のもとに、181の条約、188の勧告をこれまでにやっている。ちなみに、日本の条約批准数は42と比較的に少ない。

(I L O東京支局ジャーナル3, 4月号より抄訳)

ネパールで消費者保護法

ネパールでは、本年4月より消費者保護法が施行された。生命、健康、財産の予測される喪失に対する保護、サービスの基準の保証、消費者の選択と補償を受ける権利などが盛り込まれている。

(アジア太平洋消費者 3月号)

会員紹介

全国青年司法書士協議会

全国消費者団体連合会の皆様、はじめまして。

私たちは、全国青年司法書士協議会（以下、全青司）といいます。

全青司は、北海道から沖縄まで全国 2350 名の青年司法書士を中心に組織する任意団体です。全青司は「法律家職能としての使命を自覚する青年司法書士の緊密な連携を図り、市民の権利擁護および法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的として、1968 年に結成されました。

最近の活動としては、クレジットやサラ金などの多重債務者救済活動、「市民に開かれた司法」の実現をめざす裁判ウォッチング運動、地域住民の意向を無視した登記所統廃合反対運動、その他数々の人権問題など、社会正義実現のための具体的活動、司法制度に関する研究などを行っています。

消費者問題関係の事業として、今年度は、司法書士による全国一斉クレサラ 110 番、消費者契約法の研究、消費者シンポジウムの開催、消費者教育の全国実施、巡回法律相談などを予定しています。現代は、まだまだ強者の原理がまかり通っている消費者にとって厳しい時代ですが、真に消費者にとって健全な社会の実現に向けて、私たちも皆様とともに活動したいと考えております。

東京消費者団体連絡センター

東京消費者団体連絡センターは、1985 年、消費者のいのちとくらしを守り、消費者の権利を確立するために、都内消費者団体の日常的連帯を強め、東京における消費者運動を前進させることを目的として設立された消費者団体のネットワーク組織です。

東京都には 500 余りの消費者団体があり、日本の消費者運動を代表する全国組織団体から、都域の組織団体、地域住民の小グループ等とその構成は様々です。こうした多様な団体が、国や都、区町村の消費者行政へ日常の活動を通して、アクセスを強めていくなかで蓄積された情報が、東京の消費者運動を全国的に先駆けさせる土台となっています。

現在、その中で 50 余りの団体が東京消費者団体連絡センターに参加しています。活動としては、（１）月 1 回「連絡センター通信」の発行、（２）月 1 回幹事会（参加団体代表）の開催、（３）その他、適宜、参加団体の行事等、必要と思われる情報を流しています。

1997 年度は、消費税率引き上げ反対行動、都議選にむけての都議会への働きかけ、サッカーくじ反対行動、消費者行政シポジウム、「遺伝子組み換え食品に関する都内消費者団体意識調査」、NPO 法案成立に向けての緊急集会、「青少年の健全育成に関する要望書」を都へ提出、「第 5 福竜丸エンジン東京・夢の島へ都民運動」、98 年度東京都予算の勉強会、東京都消費者月間事業参加、全国消費者大会参加等がありました。

98年度の第1回全体会議が開催されました ～運営体制と新たに2会員の参加を確認～

5月14日に、全国消団連の98年度第1回全体会議が東京・代々木の生協会館で開催されました。全体会議では、98年度の運営体制や新加入団体の確認、消費者関連法の具体的な進め方、第37回全国消費者大会の開催、気候ネットワークへの加入等について協議しました。

新加入会員

東京消費者団体連絡センターと全国青年司法書士協議会が加入し、全国消団連の会員数は43団体となりました。

98年度運営委員・会計監査の選任

・運営委員14名、

家庭栄養研究会（蓮尾隆子）、主婦連合会（吉岡初子）、消費科学連合会（伊藤康江）、新日本婦人の会（柴田絹子）、A女性組織協議会（田中照良）全国公団住宅自治会協議会（湊正義）、全国大学生生活協同組合連合会（矢葺誠司）、全国労働者共済生活協同組合連合会（菊池芳郎）、日本生活協同組合連合会（品川尚志）、日本消費者連盟（富山洋子）、日本母親大会連絡会（木村康子）、埼玉県消費者団体連絡会（谷川 宏）、神奈川県消費者団体連絡会（服部孝子）、全大阪消費者団体連絡会（坂本允子）、東京消費者団体連絡センター（高橋 芙佐子）

・会計監査2名、消費者団体千葉県連絡会（渡辺志げ子）、消費科学連合会（伊藤康江）

幹事運営委員と事務局長の選任

新体制の第1回運営委員会で幹事運営委員と事務局長が選任されました。

- ・幹事運営委員5名 主婦連合会（清水鳩子）、全国公団住宅自治会協議会（多和田栄治）、東京消費者団体連絡センター（安藤恭二）、日本生活協同組合連合会（品川尚志）、日本母親大会連絡会（木村康子）
- ・事務局長 日和佐 信子

第37回全国消費者大会の開催

例年と同じく各団体に参加をよびかけ、実行委員会をつくり開催することになりました。第1回実行委員会を6月11日に開催し準備を開始します。大会は11月12日（木）に分科会を11月13日（金）東京・新宿の朝日ホールで全体会を行います。

5月14日には、合わせて「関係省庁の消費者行政予算を聞く会」、「消費者のための消費者契約法を考える会発足のつどい」、「懇親会」も行われました。



全体会議の討議の様様



歓談する国会議員の方々

懇親会

懇親会には政党、行政、マスコミ、学者・専門家をはじめ 100 名を超える方々が出席しました。政党からは自由民主党・佐藤剛男衆議院議員、民主党・枝野幸男衆議院議員、新党平和・青山二三衆議院議員、公明・浜四津敏子参議院議員、日本共産党・藤田スミ衆議院議員、社会民主党・北沢清功衆議院議員が出席され、消費者運動に対する励ましの言葉を頂くとともに、参加者となごやかに歓談されました。

「関係省庁の消費者行政 予算を聞く会」 ひとくちコメント

監物 力（群馬消費者団体連絡会）

群馬消団連では、対県要請するとき、県民生活課を窓口として通していたが、昨年からは、このやり方をあらため、担当部課長に直接回答してもらうことになった。しかし、予算の審議等で忙しくて来てはもらえなかった。全国消団連では、関連省庁の担当官が出向いて来てくれてうらやましかった。高嶺の花の企画だと思った。



農水省の消費者行政関連予算を説明
する白川消費生活課長

鏡 良美（日本生協連）

時間が 15 分と短く聞くだけだった。質疑応答の時間があったほうがよかった。

高橋英佐子（東京消費者団体連絡センター）

資料に書いてあることをただ読みあげるだけでなく、資料に書いてないことも話してほしかった。1 省庁 15 分と短い時間を有効使用すべく、ポイントを絞ってきちんと説明してほしかった。できるならば、質疑応答の時間をもうけてほしかった。

水原博子（日本消費者連盟）

本当に消費者のためになる予算なのだろうかと疑問に思った。たとえば、経済企画庁が消費者教育を充実させるため、消費者センターに専門家を派遣する予算をとっているが、国から地方にわざわざ指導しにいく必要があるのだろうか。税金の無駄使いとはいわないが、役所のための予算消化と思えてならない。

エコ・情報

5月13日「家電リサイクル法案」（衆院商工委員会）を傍聴しました

（地球環境とごみ問題を考える市民と議員の会・寺田かつ子）

処理費用は排出時に消費者が払うということについては、私たちもこれでいいのかと話しあってきたが、この委員会でも質問は出されたが、とはいえ購入時ではと、変更の意見は出なかった。

消費者からも意見はきているし、三者でやらねばならないことと意見をのべて下さった委員もおられたが、総じてあまり差し迫ったという感じのない委員会であった。

そんなに急いで上程しなければというものではなく、じっくりともしっかり参考人の意見も聞いて法制化してほしい。2時から6時まで傍聴したが、40くらいある椅子は並んでいるのに常時15～6名しか出席されていない、出入りも多い、これで本当に法案をとらえられるのだろうかと思われた。次回15日で可決されるのだろうか、私たちはその後、政省令に対して、どんどん意見を述べなければならない（15日に可決されました）。



インフォメーション・コーナー

次の資料のコピーサービスを1ページ10円でいたします。
必要な方はご連絡下さい。

『成年後見制度の改正に関する要綱試案及び補足説明』法務省民事局参事官室 64ページ

『成年後見制度の改正に関する要綱試案の概要』 法務省民事局参事官室 8ページ

全国消団連のパンフ
ができました。

A4：6ページ



（編集後記）昨年の5月に全国消団連は「運営改革」を行い38団体で新たな歩みを始めました。各団体の持ち味を生かしたテーマ別の学習会や意見交換会、全国消費者大会の開催など、多様な活動を進める中で消費者の「共同の広場」としての広がりも、そのイメージが徐々にできつつあるような気がしています。一年間で新たに5団体が参加され43団体で98年度の全体会議を開催することができました。さまざまな活動が“共鳴”しあう一層、巾広いネットワーク組織へ発展できればとの思いで一杯です。（S・O）